平成２４年（フ）第６６９号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目６番地３
破産者　熊田　好和
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９１９号
東京都渋谷区松濤２丁目16―１―901
破産者　瀬戸本敏彦
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３７号
東京都品川区西五反田８丁目１番地２号
破産者　株式会社シード
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３８号
東京都杉並区和田３―９―15　第２いずみ荘102、住民票上の住所東京都大田区東糀谷６丁目９―１―615
破産者　志田　和隆
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２７号
東京都中野区新井２丁目24―３―301
破産者　福嶋　浩嗣
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３５３号
東京都練馬区東大泉３丁目42番５号
破産者　株式会社ゼオライトジャパン
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０１号
東京都練馬区関町南４丁目７番29号
破産者　株式会社トライシス
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０２号
東京都練馬区関町北１丁目22―16―203
破産者　柴　　敦志
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４０２号
東京都日野市落川１―１―301
破産者　清水　香希
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４３４号
東京都台東区駒形２丁目４―７―701
破産者　佐々木　力
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１８号
東京都江戸川区春江町２丁目５―３―101
破産者　猪俣　希央
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３０号
千葉県木更津市祇園２丁目30―24
破産者　三上　　勝
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３１号
千葉県木更津市祇園２丁目30―24
破産者　吉見亜恵美
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２７号
東京都北区神谷２丁目44―11―805
破産者　和田まさみ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７４９号
埼玉県草加市瀬崎３丁目44―19
破産者　村上千賀子（旧姓早川）
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８２４号
神奈川県横浜市鶴見区尻手３丁目３番43―423号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市鶴見区尻手３丁目３番43号
破産者　株式会社セレブ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８２５号
神奈川県横浜市鶴見区尻手３丁目３番43―423号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝大門１丁目１番34号
破産者　株式会社旅旬
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８２６号
神奈川県横浜市鶴見区尻手３丁目３―43―423
破産者　勝木　美雪
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８３２号
東京都台東区台東４丁目20番９号
破産者　株式会社ＢＳＳ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８３３号
東京都八王子市寺田町432　グリーンヒル寺田106―503福田方
破産者　伯耆田俊和
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８４２号
東京都杉並区下井草３丁目34番14号
破産者　中央スーパーシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８４３号
東京都杉並区清水３丁目７―８―105
破産者　福島　康元
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部